

(第一類 第四号)

第一回國會 衆議院 司法委員會 議錄 第四十九号

(五九五)

昭和二十二年十月二十一日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

- 委員長 松永 義雄君
- 理事 石川金次郎君 池谷 信一君
- 井伊 誠一君 柳原 千代君
- 石井 繁九君 山中日露史君 中村 俊夫君
- 花村 四郎君 明禮輝三郎君
- 山口 好一君 大島 多藏君
- 酒井 俊雄君

出席政府委員

- 司法事務官 國宗 榮君
- 委員外の出席者 村 敦三君
- 専門調査員 村 敦三君

十月二十日

昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七六號)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七六號)

○松永委員長 會議を開きます。

昨二十日付託されました昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。國宗政府委員。

昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案

昭和十九年法律第四號の一部を次のように改正する。

第一條 營團、金庫又は此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

別表甲號ニ掲ゲザル營團、金庫又は此等ニ準ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公益上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

第二條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙

號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

別表乙號ニ掲ゲザル會社、組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公益上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

第六條中「團體、」及び「ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ」を削り、「官廳」

を改正する法律案

を「行政廳」に改める。

第七條中「統制事務若ハ統制ノ爲ニスル經營事務」を「統制ニ關スル業務」に「當該事務」を「當該業務」に改める。

別表甲號

一 住宅營團

二 帝都高速度交通營團

三 農地開發營團

四 地方食糧營團

五 交易營團

六 恩給金庫

七 庶民金庫

八 復興金融金庫

九 日本銀行

別表乙號

一 日本勸業銀行

二 北海道拓殖銀行

三 日本興業銀行

四 日本製鐵株式會社

五 東北興業株式會社

六 日本通運株式會社

七 帝國燃料興業株式會社

八 日本發送電株式會社

九 帝國鑛業開發株式會社

十 帝國石油株式會社

十一 森林法ニ依ル森林組合及森林組合聯合會

十二 漁業法ニ依ル水産組合及水産組合聯合會

十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會

十四 牧野法ニ依ル牧野組合

十五 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合聯合會

十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合

十七 酪農調整法ニ依ル製酪業組合

十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸家組合及貸家組合聯合會

十九 農林中央金庫

二十 商工組合中央金庫

二十一 產業組合法ニ依ル產業組合及產業組合聯合會

二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

二十三 農業團體監査聯合會

二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全國農業會

二十五 漁業會、製造業會、道府縣水産業會(東京都水産業會ヲ含ム)及中央水産業會

二十六 別表甲號及前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)

二十七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十八號(臨時物資需給調整法)ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關

二十八 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年法律第二十

二號(臨時物資需給調整法)ノ一部を改正する法律(附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル產業團體

二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二

十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合

十七 酪農調整法ニ依ル製酪業組合

十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸家組合及貸家組合聯合會

十九 農林中央金庫

二十 商工組合中央金庫

二十一 產業組合法ニ依ル產業組合及產業組合聯合會

二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

二十三 農業團體監査聯合會

二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全國農業會

二十五 漁業會、製造業會、道府縣水産業會(東京都水産業會ヲ含ム)及中央水産業會

二十六 別表甲號及前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)

二十七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十八號(臨時物資需給調整法)ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關

二十八 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年法律第二十

二號(臨時物資需給調整法)ノ一部を改正する法律(附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル產業團體

二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二

十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合

十七 酪農調整法ニ依ル製酪業組合

十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸家組合及貸家組合聯合會

十九 農林中央金庫

二十 商工組合中央金庫

二十一 產業組合法ニ依ル產業組合及產業組合聯合會

二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

號ニ掲グル事業ヲ營ム者  
三十 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者

三十一 軌道法第三條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

この法律施行前(國家總動員法第十八條第一項又は第三項の規定により設立された團體については、同法のおお効力を有する期間の経過前)にした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○國宗政府委員 ただいま上程されました昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明申し上げます。

この法律は、經濟關係の各種法令中、濫職罪及び秘密漏泄罪に關する規定がきわめて區々にわたつておるのを整備統一するとともに、經濟統制事務その他重要な公共事務を行フ經濟團體の役員に對しても、右兩罪の成立を認め、その職務執行の公正を確保することを目的として設けられたのであります。が、國家總動員法その他經濟統制令の多くはすでに廢止せられ、統制の方式についても、重要な修正が加えられ、本法は實情に副はなぬ弊を生じてまいりましたので、今回これがため必要最小限度の改正を行うことをいたしました。

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第一類 第四号 司法委員會 議錄 第四十九号 昭和二十二年十月二十一日

第でありす。以下その改正の要點を御説明申し上げます。

御承知のごとく本法は、第一條において、國家總動員法第十八條第一項または第三項により設立されたいわゆる統制會、營團または倉庫等の役員に對しては、これを公務員とみなし、直接刑法の適用を受けるものとし、第二條において、統制會社等の役員に對し、瀆職罪に關する特別規定を設け、刑法よりもやや輕い罰則を定め、かつ兩者いずれの場合においても、その適用を受くべき團體、營團、倉庫、會社等は、勅令によつて具體的に指定すべきものとなつてゐるのであります。しかるに、第一條の關係においては、國家總動員法の廢止に伴い、同法第十八條により設立せられた統制團體は、經濟的に存続する船舶運賃會を除いて、ほかには存在しないことになりましたので、本條中統制團體に關する部分を削除し、船舶運賃會については附則により、その存続中なお本法の適用を受くるようにいたしましたのであります。

次に第二條の關係におきまして、統制方式の改訂に伴い、民間團體において、統制の權限を行使する場合はなくなりまして、同時に新しく政府の行う統制の補助業務を行うものを生ずるに至つたのであります。後者におきましては、關係業者から報告を徴し、または調査をして割當計畫案を作成する等、統制事務の相當重要な業務を行うものでありますから、官廳の統制事務に對し、實質的に相當重大な影響を及ぼすものと考えられるのであります。この種補助機關の役員に對しても、瀆職罪及び秘密漏泄罪の成立を認め、その公正なる職務の執行を期待す

べきこと、從來の統制會社と變らないものと申すべきであります。さらに統制事務の補助は行わないにしても、獨占事業であるため、事實上強力な權限を有する事業については、やはり右と同様のことが申されるのであります。この種の獨占事業の大部分は、昭和二十二年法律第五十四號、私の獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律によつて禁止されてゐるのであります。鐵道事業、電氣事業、ガス事業、その他その性質上當然に獨占となる事業、いわゆる自然獨占の事業は、同法の適用を除外されておまして、この種法人の役員員において獨占の優位をたのみまして、偏頗な行爲をなすときは、非常な弊害を伴ふことが豫想されるのであります。これらの理由によつて、統制の補助機關及び獨占事業をも新たに指定すべきものと考へられますので、第二條の規定に所要の改正を加えたいと存する次第であります。なお從來第一條及び第二條の適用を受けるべき團體等は、勅令により指定すべきものとなつておりましたが、さらに公明を期するために、現に必要を認められるものにつきましては、本法中に別表をもつてこれを掲げ、將來新たに別表に掲ぐる必要ありと認められるものにつきましてのみ、政令をもつて追加し得ることとしたす所存であります。

なお、第六條の秘密漏泄罪を適用せらるべき經濟團體は、勅令をもつて指定すべきこととなつていたのであります。が、事實上秘密を有しない團體につきましては、同罪の成立し得ることと申すもちろんであります。かつ右のごとく特に勅令により指定することは、かえつて不合理な結果を生ずると考へ

られますので、今回該部分を削除し、團體の指定による制限を受けないこととしたのであります。その結果形式的には別表に掲ぐる團體につきまして、すべて同罪が成立し得ることとなるのであります。が、事實上秘密を有しない團體につきまして、同罪の成立せざることは右に申述べた通りでありますので、實質的には從來と結果を異にしないと存する次第であります。以上要點のみを簡単に御説明いたしましたのであります。なお詳細につきましては、御質問によりまして御答へいたしたいと存じます。何とぞ慎重御審議あらんことを希望いたします次第であります。

○松永委員長 本案に對する審議は、本日は説明だけにいたしておきます。午後一時まで休憩いたします。午前十一時四分休憩。休憩の後には會議を開くに至らなかつた。